



貴社からの
御相談を
お待ちしております！

「新たな規制緩和の提案」 「規制緩和メニューの活用」 を募集しています！

京都府は「国家戦略特区」を活用した チャレンジを応援します！

やりたいこと（事業）～それが大胆で前例がないものであればあるほど、国の制度を変える（規制緩和）必要があるかもしれません



事業を進めるため
思い切ったことを
やってみたい！

そのようなとき、まずは「**特区の提案**」を検討してみませんか。京都府が御相談にのらせていただきます

京都府が御相談に
のらせていただき
ます！



「関西圏国家戦略特区」

京都府・大阪府・兵庫県は、関西圏として平成26年5月に国家戦略特区に指定されています。特区内においては、国から認定された事業が、①規制の特例措置（新たな規制緩和の提案、規制緩和メニューの活用）②税制支援③利子補給を受けることができます。

「国家戦略特区」って何？

- 世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくるため、全国的に定められている法令や税制などの規制を、特別に緩和したり優遇したりする制度が適用される区域のことです。
- 全国で13区域のみ指定されており、**京都府は「関西圏」として府域全域が国家戦略特区に指定**されています。



「国家戦略特区」で何ができるの？

- 全ての事業者の皆様（個人事業者、企業や大学などの法人）には、京都府内で次の事項にお取り組みいただけます。
- ① 規制の特例措置の適用（規制緩和など）
 - ・ **事業者の皆さまの事業課題の解決に「オーダメード」** に対応する新たな規制緩和の提案（創設）
 - ・ **既に規格化されている「規制緩和メニュー」** の活用
- ② 金融支援
 - ・ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な資金の貸付に対し、利子補給金を支給
- ③ 課税の特例措置
 - ・設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例など

「新たな規制緩和」を提案したらどうなるの？

- いただいた提案は、京都府が相談にのらせていただき、制度を変える必要があると判断した場合は、内閣府に提案します。
- 内閣府では、**特区担当大臣や民間の専門家が、直接規制省庁と折衝**されます。
- その結果、制度を変える必要性が認められた場合、国家戦略特区法の改正などが行われた後、特区で活用できるメニューに追加されます。

「規制緩和メニュー」にはどのようなものがあるの？

- ① 可搬型PET装置のMRI室での使用
⇒ 可搬型PET装置による撮影を、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で、MRI室において行うことを可能とし、すぐさまMRIによる正確・詳細な位置等の把握が可能になる。
- ② 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進
⇒ 外国人による創業活動を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合により、「経営・管理」の在留資格の基準である「事業所の確保」等を6ヶ月後までに基準を満たす見込みがあれば、入国を可とする
（様々な分野にわたり約64のメニューがあります）

「お問合せ先」

京都府商工労働観光部 産業振興課 特区・イノベーション推進係

電話 075-414-4849 FAX 075-414-4842

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/toc/>

国家戦略特区 規制緩和メニュー

京都府全域が国家戦略特区に指定されており、京都府内で実施する事業に対し下記の規制緩和メニューが活用できます。
なお、メニュー活用にあたっては、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。 令和6年5月現在

【都市再生】	
容積率・都市計画 ワストップ	都市居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し(2) <ul style="list-style-type: none">・居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、以下の認可等をワストップ化。<ol style="list-style-type: none">(1) 民間都市再生事業計画の認定(国家戦略民間都市再生事業)(2) 土地区画整理事業の認可(国家戦略土地区画整理事業)(3) 都市計画の決定又は変更(国家戦略都市計画建築物等整備事業)(4) 開発行為の許可(国家戦略開発事業)(5) 都市計画事業の認可又は承認(国家戦略都市計画施設整備事業)(6) 市街地再開発事業の認可(国家戦略市街地再開発事業)・特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手續き不要(用途緩和のワストップ)。国家戦略建築物整備事業)・グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。(国家戦略住宅整備事業)・域のニーズに応じた建物の立地を促進するため、地区計画等の区域において、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手續き不要(用途緩和のワストップ)。(国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業)
公社管理道路 (構造改革特区)	民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化 地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
建築物用地下水の採取	建築物用地下水の採取 自治体がリスク管理のための措置を講ずる場合に、実証実験を通じて地盤沈下等が生じないことが確認された帯水層蓄熱技術に対して、地下水の採取に関する特別措置を設ける。
中心市街地活性化	中心市街地活性化基本計画の認定の特例 中心市街地活性化基本計画に資する内容が記載された区域計画の認定がなされた場合、中心市街地活性化基本計画の認定がなされたものとする。
大阪・関西万博に関連して 設置される仮設工造物	万博に関する仮設工造物の設置に係る特例 大阪・関西万博に関連して設置される仮設工造物について、当該仮設工造物が都市公園法第7条第1項各号に掲げる工造物等に該当し、都市公園法施行令の技術的基準に適合する場合であって、国家戦略特別区域会議において、当該仮設工造物による都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、当該計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、都市公園法第6条第1項又は第3項の規定に基づき、公園管理者が「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められる」ものとして取り扱う対象となりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知。
大阪・関西万博に関連して 設置される仮設建築物	万博に関する仮設建築物の建築に係る特例 大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物について、国家戦略特別区域会議において、公益上やむを得ないものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第85条第6項の規定に基づき、特定行政庁が「公益上やむを得ない」ものとして取り扱う対象となりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知。
【創業】	
開業ワストップ	外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワストップセンターの設置 外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。
公証人	公証人の公証役場外における定款認証 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。
官民人材	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化(2) <ul style="list-style-type: none">・スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。・国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター(仮称)」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。
信用保証(一般社団等)	一般社団法人等への信用保証制度の適用 一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関から円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。
テレワーク	多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置 テレワーク等多様な働き方を普及させることにより、企業の働き方改革を推進し優秀な人材を確保するとともに、生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、国と地方公共団体が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワストップで行う「テレワーク推進センター」を設置する。
工場の新増設	工場新増設促進のための関連法令の規制緩和 市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする。
【外国人材】	
家事支援外国人材	外国人家事支援人材の活用 女性の活躍推進等及び家事支援ニーズの対応、中長期的な経済成長のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人材の導入・在留を可能とする。 創業人材等の多様な外国人材の受入れ促進 外国人による創業活動を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合により、「経営・管理」の在留資格の基準である「事業所の確保」等を6カ月後までに基準を満たす見込みがあれば、入国を可とする。 創業外国人材の事業所確保要件の緩和 外国人による創業活動をさらに促進するため、創業外国人材の特例措置を活用し入国後、初回の在留期間更新時に、在留資格「経営・管理」に必要な確保すべき事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等についても最大1年間認める。
創業外国人材	外国人留学生の創業活動の促進 意欲と能力ある外国人留学生の創業を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合、在学中及び卒業後に帰国することなく創業外国人材の特例措置に基づく「経営・管理」への在留資格変更を認める。 起業準備活動期間の延長 外国人起業活動促進事業(経済産業省事業)の期間内に起業に至らなかった外国人が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める。
クールジャパン外国人材	クールジャパン外国人材の受入れ促進 アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人材の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。 クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進 クールジャパン・インバウンド対応分野の外国人材に係る受入れ要望がなされた場合に、区域会議において、関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替措置を設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。
外国人雇用相談	外国人を雇用しようとする事業者への援助(相談センターの設置) 国家戦略特別区域会議の下に、専門の弁護士・行政書士などで構成される相談センターを設置し、企業等に対し各種相談や情報提供等を行うとともに、在留資格の許可・不許可に係る具体的事例の整理・分析を行う。
農業支援外国人材	農業支援外国人材の受入れ 産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の導入・在留を可能とする。
外国人美容師	外国人美容師の育成 日本の美容製品の輸出促進や、インバウンド需要に対応するため、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、一定の要件の下、美容師としての就労を目的とする在留を認める。
外国人エンジニア	外国人エンジニアの就労促進 スタートアップをはじめイノベティブな国内企業の成長を担う海外の優秀なITエンジニアを確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化して、外国人エンジニアの就労を促進する。
海外大学卒業留学生 (直近1年要件)	海外大学卒業留学生の就職活動の促進 特区自治体及び日本語教育機関の関与の下、海外大学等を卒業した留学生が、直近1年間において在籍管理を適正に行っている日本語教育機関を卒業後も、就職活動の継続を希望する場合には、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める。
【雇用】	
雇用条件	雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置 グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。

【観光】	
旅館業法	滞在施設の旅館業法の適用除外 国内外旅行者の滞りに適した施設を賃貸借契約に基づき3日以上使用させ、滞りに必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。
旅館業法（宅建業法）	旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化 国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。
自家用自動車	過疎地等での自家用自動車の活用拡大 過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。
出入国手続き	民間と連携した出入国手続き等の迅速化 外国人観光客に対する空港等での手続きを迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続きについて、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。
【医療】	
外国医師	国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁 二国間協定に基づく外国医師の受入れで、協定上の診療対象、医師人数、医療機関を拡大しようとした場合、双務主義にとらわれず、特区自治体から提案を行うことができ、相手国の了承をもって、診療対象等の拡大が可能。 なお、外国人一般を診療対象とした外国医師の診察業務に係る新たな二国間協定の締結を要請する場合、これまで、締結国の自国民及びこれに準ずる者を診療対象として要請した上で、協定締結後に改めて外国人一般を対象とする特例適用の認定を受ける必要があったところ、外国人一般を診療対象とした協定締結の要請をワンストップで行うことが可能。
臨床研修	外国医師診療所 臨床研修制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むのであれば、「単独の診療所」にも拡充。
病床	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。
医学部	医学部の新設 「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針（平成27年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定）」に従い、国際的な医療人材の育成を目的とする医学部を、一枚に限り特例的に設置認可の対象と出来る。
医療法人	医療法人の理事長要件の見直し 医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。
医療機器相談	特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化 国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要に応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。
医薬品相談	革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者に対する援助（革新的な医薬品の開発迅速化） 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に、臨床研究中核病院等担当のコーディネーター（拠点担当コーディネーター）を必要に応じて設置し、臨床研究中核病院等における医薬品の研究開発を支援する。
可搬型PET	陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業 可搬型の陽電子放射断層撮影装置（可搬型PET）装置の開発を促進するため、磁気共鳴画像診断装置使用室において、PET薬剤が投与された患者等に対して可搬型PET装置を用いた撮影が可能。
調剤一部委託	薬局における調剤業務の一部委託 国家戦略特別区域において、薬局開設者が、その薬局で行う調剤の業務の一部（一包化に係るものに限る。）を当該他の薬局の薬局開設者に委託することを可能とする。
臨床試験専用病床（構造改革特区）	臨床試験専用病床の施設基準の緩和 治験その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。
【保育】	
地域限定保育士	「地域限定保育士」の創設（政令による当該保育士試験の実施を含む） 保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として適用する資格を付与。地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。
地域限定保育士（実施主体）	多様な主体による地域限定保育士試験の実施 地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。
小規模認可保育所（対象年齢）	小規模認可保育所における対象年齢の拡大 待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみ保育等を行うことを可能とする。
地方裁量型認可移行施設	地方裁量型認可移行施設の設置 「認可移行施設」を基として、待機児童が多い都道府県が保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、保育所等への移行を希望する施設や保育士不足のため保育所等としての事業を休止した上でその再開を目指し、認可外保育施設として事業を継続する施設について、所要の講習・研修を終了保育従事者を一定割合配置する等、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことによる保育の受け皿整備を可能とする。
認可外保育施設	外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例 利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設について“外国の保育士資格保有者”や“外国人乳幼児の保育に知識経験を有する者”が十分な数だけ配置され、かつ日本の保育士資格保有者が1名以上いる場合は、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなすことを可能とする。
【教育】	
公設民営学校	公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置） グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。
獣医学部	獣医学部の新設 「国家戦略特区における追加の規制改革事項について（平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定）」に従い、獣医師が新たに取組むべき分野における具体的な需要に対応するための獣医学部を、一枚に限り特例的に設置認可の対象と出来る。
革新的な研究開発の社会実装のための施設整備等の推進（構造改革特区）	研究開発推進のための施設整備に関する国立大学法人の特例 革新的な研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付けを行う場合は、文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。
【農林水産業】	
農業委員会	農業委員会と市町村の事務分担 農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。
国有林野（面積）	国有林野の貸付面積の拡大 国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積（現行5ha）を拡大。
国有林野（貸付対象）	国有林野の貸付等に関する対象者の拡大 国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。
特産酒類（焼酎等）（構造改革特区）	単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和 地域の特産物を原料とした「単式蒸留焼酎」又は「原料用アルコール」を少量からでも製造可能とすることにより、「焼酎特区」による地方創生を推進するため、一定の要件の下、これらの酒類に係る製造免許には、最低製造数量基準を適用しないこととする。
【近未来技術・サンドボックス】	
近未来技術実証ワンストップ	自動走行型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置 自動走行やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」の実証実験等を行うものに対する、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う。
地域限定型規制のサンドボックス	地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）等の迅速・円滑な実証実験（4） 自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用などの高度で革新的な近未来技術に関連する実証実験において、国・自治体・事業者の三者が一体となって区域計画を作成し、認定を受けることで、実証実験に関する各都府県の規制法令の許可等を受けたものとみなすことなどとする特例措置を講じる。
【補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続き】	
補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続き	補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項の区域計画認定を以て、補助金等適正化法上の各都府県の長の承認があったものとみなす。

利子補給

国家戦略特区の認定区域計画に定められているベンチャー企業・中小企業等が、国家戦略特区法に規定する事業を内閣総理大臣が指定する金融機関から資金の借入れを受けて実施する場合、国の予算の範囲内において国家戦略特区支援利子補給金が受けられます。

【対象事業】 施行規則第1条に規定する事業のいずれかに該当し、指定された金融機関から資金貸し付けを行う事業

【内 容】 利子補給率：指定金融機関の融資に対し最大0.7%の利子補給
支給期間：金融機関の貸付日から起算して5年間

※指定金融機関一覧は内閣府地方創生推進事務局ホームページの「国家戦略特区支援利子補給金関係」をご覧ください。

税制支援

①設備投資促進税制

特区内で設備投資を行う企業を税制支援(特別償却又は税額免除)

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の対象となる指定金融機関から貸付を受ける事業。「医療」「国際」「農業」分野の特定事業を行うものに限る。

【対象設備】 機械・装置(取得価額：2千万円以上)、開発研究用器具・部品(取得価額：1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(取得価額：1億円以上)

【特別償却率】 取得価額の45%(建物等23%) 【税額控除率】 取得価額の14%(建物等7%)

②所得控除

特区内で創業した企業を、創業から5年間税制支援。(所得金額の20%を控除)

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業、「医療」「国際」「農業」「一定のIoT等」に関する事業及び新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業

【設立時期】 設立の日(特区指定後の設立)から5年未満

【事業概要】 「専ら」上記の対象事業を営むこと

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること 特区外の事業所の従業員合計が法人の常勤従業員数の20%以下など

③エンジェル税制

特区内のベンチャー企業への個人出資を税制支援

【対象】 中小企業(農業・医療・バイオ分野)→(要件)設立後5年未満・売上高営業利益率2%以下

小規模企業(全分野対象)従業員概ね20人以下→(要件)設立後3年未満・一定の雇用増加・売上高営業利益率2%以下

↓
指定会社から発行される株式を払込みにより取得した個人に対して、取得金額(8百万円限度)と、総所得金額等の40%相当のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除

④再開発事業への土地供給者に対する軽減税率等

特区内で再開発事業を行う場合の土地等の譲渡を税制支援

【対象】 国家戦略特区内で、一定の規制の特例措置の適用を受け、高度な医療や国際分野に関する一定の公益的施設整備、又は専ら公益的施設に供する建築物の整備を、500㎡以上の面積の土地に実施する者に対し土地を譲渡する者

【所得税】 長期譲渡取得15%→10% 【個人住民税】 5%→4% 【法人税】 法人重課(譲渡益の5%)の適用除外

⑤国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置

特区内で民間都市再生事業を実施する場合、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業とみなして税制支援。(登記免許税の軽減等)

【所得税、法人税】 5年間25%(50%)割増償却 【登録免許税】 0.4%→0.35%(0.2%) ※()内は特定都市再生緊急整備地域内

【不動産取得税】 都道府県条例で定める割合を課税標準から控除

【固定資産税、都市計画税】 市町村条例で定める割合を課税標準から控除

京都で活用している特例 (15事業)

※ は全国展開済み

<平成26年9月30日 認定済み>

先進的な医療を進めるための
保険外併用療養に関する特例
(京都大学医学部付属病院)

<平成27年3月19日 認定済み>

iPS細胞由来の血小板製剤供給のため
の国家戦略特区課税の特例措置
(株式会社メカカリオン)

<平成27年9月9日 認定済み>

iPS細胞から製造する試験用細胞等
への血液使用の解禁(血液法の規制緩和)
(株式会社IPSポータル)

<平成28年4月13日 認定済み>

医療器具等への電力送電のためのマイクロ波電力送電機器利用の特例
(三菱重工業㈱及び京都大学
パナソニック㈱及び京都大学)

<平成29年12月13日 認定済み>

革新的医療機器の開発における特区医療機器事業戦略相殿の実施
(京都大学医学部付属病院)

<平成30年3月9日 認定済み>

陽電子断層撮影装置(PET)の診断機器等との複合化促進のための医療法の特例
(京都大学医学部付属病院)

<平成30年3月9日 認定済み>

外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
(京都府)

<平成30年12月17日 認定済み>

iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁(血液法の規制緩和)
(株式会社幹細胞&デバイス研究所)

<平成31年2月14日 認定済み>

有望な創業シーズをAMEDが円滑に橋渡しすることによる革新的な医薬品の開発迅速化
(京都大学医学部付属病院)

<令和元年9月30日 認定済み>

道路法の特例によるサイクルポートやオープンカフェ等の設置による賑わい創出
(一財)和知ふるさと振興センター)

<令和2年3月18日 認定済み>

ホルトの緩み監視センシングシステムへのマイクロ波電力送電機器利用の特例
(ミネバアミツシ㈱及び京都大学)

<令和2年12月21日 認定済み>

高度専門職省令の特例による高度人材ポイント制にかかる特別加算
(京都府)

<令和3年6月17日 認定済み>

在留資格要件を「上陸後6箇月以内」に満たす見込みで入国を認める出入国管理及び難民認定法の特例
(京都府)

<令和3年6月17日 認定済み>

府認定のコワーキングスペース等を最大1年間事業所として認める(事業所確保要件の緩和)
(京都府)